

平成30年度

事業計画

公益財団法人地域社会振興財団

事業計画

当財団は、住民の日常生活圏域である地域社会における各種の課題について、基礎的総合的研究等を行うとともに、地域社会に関する施策を推進し、もって地域社会における住民の保健、医療及び福祉サービスの向上並びに文化の振興を図り、地方自治の基盤の充実に寄与することを目的として設立され、社会情勢の変化に対応しながら、地域社会のニーズに沿った事業を展開している。

なお、平成29年度の事業計画は、以下のとおりである。

(1) 調査研究事業（公益目的事業1）

へき地など地域住民の疾病の特異性、病態生理とその原因等を明らかにし、それに対する有効な対策について基礎的・総合的な調査研究を行うほか、同地域における高齢化、少子化の進展に対応した保健・医療・福祉に係る諸施策を支援するための調査研究を行う。

(2) 研修事業（公益目的事業2）

地域において保健・医療・福祉事業に携わる専門職員を対象とした最新の専門知識や技術の習得を図るための研修、地域住民を対象とした健康や医療や福祉に関する意識向上のための研修、地域医療が抱える様々な問題とその解決策を医療従事者等と地域住民とともに考え討議する事業を行う。

(3) 交付金交付事業（公益目的事業3）

栃木県が発売元として発行する「地域医療等振興自治宝くじ」の収益金を財源として、地方公共団体等が行う高齢社会対策大綱（高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）第6条の規定に基づき、平成24年9月7日閣議決定）の実現に資する事業及び学校法人自治医科大学の教育・研究に欠くことのできない施設設備の整備を支援するための交付金を交付する。

1 調査研究事業（公益目的事業1）

(1) 調査・研究

当財団に設置する、地域社会健康科学研究所（6研究部門及び実験医学センター並びにさいたま支所）において、以下の調査・研究を行う。

環境医学研究部門

地域における疾病の特性と環境要因の解明に関する研究

血液医学研究部門

地域における疾病の特性と遺伝要因の解明に関する研究

保健科学研究部門

保健・医療・福祉の統合化に関する研究

健康福祉計画研究部門

ア 地域医療に関する総合的研究

イ 地域特性を踏まえた保健・医療・福祉施策の企画・実施方法に関する調査研究

病態生理研究部門

ア 病態検査、臨床生理等を用いた基礎的・臨床的研究

イ 疾患の発生機序等に関する細胞病理学的研究

情報システム研究部門

包括医療情報システムの開発に関する研究

(2) 研究機器の整備

公益財団法人JKAの補助(補助区分は、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助金(難病及び希少難病に関する研究機器の整備)」)を受けて、上記調査・研究に必要な研究機器の整備を行う。

2 研修事業（公益目的事業2）

(1) 中央研修会

地域医療情報研修センターにおいて、地域の保健・医療・福祉事業に携わる医師、看護師、医療技術者等を対象に、当該分野の専門家を講師として、最新の医療情報の講義や技術の向上を図るための研修会を年13回開催する。

(2) 現地研修会

地方公共団体等が推進する健やかな長寿社会づくりに寄与することを目的として、地域の住民や保健・医療・福祉事業に携わる医師、看護師、医療技術者等を対象に、全国各地の地方公共団体等が企画する健康や福祉に関するテーマの研修を、当該団体と当財団とが共催で年15回程度開催する。

(3) 健康福祉プランナー養成塾

地域住民の社会福祉・介護サービスを実際に構想し、運営するコミュニティ・リーダーを育成するため、地方公共団体等の健康福祉行政等の企画立案に携わる保健師、医師、事務職員等を対象に、それら職種横断的な合宿形式の研修を実施する。

(4) 地域医療を考える県民フォーラム

当該都道府県における地域医療が抱えている様々な問題点、将来あるべき方向性について、行政、医療関係機関、地域住民が一体となって討議し、当該都道府県における地域医療の充実確保に寄与するとともに、地域が一体となって自らの地域医療を考える事業を実施する。

(5) 地域医療を守り・育てる住民活動全国シンポジウム

地域住民、行政・医療関係者等が、地域医療の問題を解決するためには住民の力、住民の主体的活動が重要であることを共通の認識とすること、また、そのような住民団体(住民グループ・NPO法人等)が全国的な連携をとれるようなネットワークの形成や持続的・発展的な地域医療支援活動を目的として実施する。

3 交付金交付事業（公益目的事業3）

栃木県が発売元として発行する「地域医療等振興自治宝くじ」の収益金を財源として、以下の事業を行う。

(1) 長寿社会づくりソフト事業費交付金

長寿社会づくりソフト事業に積極的に取り組んでいる都道府県及び市（区）町村等を支援するため、長寿社会づくりソフト事業費交付金を交付する。

一般事業

都道府県が主体となつて行う特定事業以外の以下の事業に対して交付する事業。

- 1) 雇用・就業対策事業
- 2) 健康づくり推進事業
- 3) 介護保険等整備推進事業
- 4) 医療対策事業
- 5) 福祉対策事業
- 6) 学習・社会参加活動促進事業
- 7) 住宅・生活環境事業
- 8) 市場活性化・研究開発推進のための事業
- 9) 全世代参加型社会推進のための事業
- 10) その他（上記区分に該当しない長寿社会対策推進事業に関する事業）

特定事業

都道府県や市区町村等が行う高齢社会対策の推進を図るための以下の事業に対して交付する事業。

- ア) 地域医療技術向上推進事業
- イ) 地域医療機関と住民との連帯推進事業
- ウ) 健やかコミュニティモデル地区育成事業
- エ) 介護保険等整備推進事業
- オ) 保健・医療・福祉事業等推進調査事業
- カ) その他（上記区分以外の高齢社会対策の推進を図るために必要と認める事業）

(2) 整備拡充事業費交付金

わが国のへき地等における地域医療の先駆的な役割を担っている自治医科大学の施設や研究機器等の設備の整備拡充を支援するため、整備拡充事業費交付金を交付する。